

赤道あおぞら保育園 重要説明事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の皆様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名称	社会福祉法人 太陽の子福祉会
所在地	宜野湾市赤道2丁目9番11号
電話番号	098-893-5381
代表者氏名	理事長 酒井 邦夫

2 利用施設

施設の種類	保育園				
施設の名称	赤道あおぞら保育園				
施設の所在地	宜野湾市赤道2丁目9番11号				
連絡先	電話番号 098-893-5381 FAX 098-892-1836				
管理者	園長 谷畑 友紀				
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより 保育を必要とする小学校就学前児童				
利用定員（70人）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
	6人	12人	12人	17人	23人
現行の園児数令和7年度	3人	18人	14人	15人	30人
取り扱う保育事業	・特定教育・保育(第10条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ) ・養護と教育の一体的な提供・食事の提供・子育て家庭に対する支援・延長保育事業 ・その他保育に係る行事等				
開設年月日	平成25年5月1日				

3 サービスの目的・運営方針

赤道あおぞら保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- （1）「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び児童（以下「園児」という）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するように努めます。
- （2）「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行ないます。
- （3）「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	571, 3 m ²
	園庭	157, 0 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート3階建
	延べ面積	542, 5 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
ほふく室	1 室	ひよこ組（0歳児クラス）
乳児室	1 室	りす組（満1歳児クラス）
保育室	4 室	うさぎ組（満2歳児クラス） にじ組（満3・4・5歳児合同クラス） ほし組（満3・4・5歳児合同クラス）
遊戯室（ホール）	1 室	
調理室	1 室	

5 職員の設置状況（25名）令和7年度 7月現在

職種	正規職員数	非常勤	パート	職務内容
園長	1			職員・業務の管理、指揮命令
主任保育士	1			園長の補佐、保育士の総括
保育士	11	2	2	保育、計画立案、記録
調理員	1	1	1	給食及びおやつの調理
事務員			1	庶務及び会計事務
保育補助員			1	保育士の業務の補佐
保育支援員		1	1	保育士の業務の補佐
用務員				園内外の環境整備、園外保育の送迎
交通整理員			1	登園時の交通整理

当園では基準を定める条例の基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として上記の職種の職員を配置しています。

6 保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
休 園 日	*日曜日・祝祭日及び慰霊の日 12月29日から1月3日 *暴風警報の発令された日

*新年度準備・職員研修・園内害虫駆除の為家庭保育をお願いする事があります。

7、保育の利用に関する事項

I、利用の開始に関する事項

- ①当園に入園の際は宜野湾市との利用調整を行う
- ②保育の提供開始に際しては、あらかじめ重要事項を記載した書面により保護者とその内容を確認する

II、利用の終了に関する事項

- ①2号認定こどもが小学校就学の始期に達したとき
- ②利用乳幼児の保護者が、法令等に定める支給要件に該当しなくなった時
- ③その他、利用の継続について、重大な支障または困難が生じた時

8、保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 開園時間

月曜日から金曜日	午前7時から午後7時まで
土曜日	午前7時から午後6時まで

① 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時から午後6時まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時から午後6時まで
延長保育時間（平日のみ・土曜なし）	午後6時から午後7時まで

② 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

あらかじめ利用時間を決めて契約します。

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	*午前8時～午後4時まで *午前9時～午後5時まで
土曜日の保育時間（8時間）	*午前8時～午後4時まで *午前9時～午後5時まで
延長保育時間（平日のみ・土曜なし）	*午前7時～午前9時まで *午後4時～午後7時まで

*土曜日、お仕事のお休みの方は家庭保育のご協力をお願いします。

*土曜日利用の方は毎月第3金曜日までに利用調査書を提出して下さい。

（給食人数の把握・配置職員の確認の為）

△時間ごとの延長保育料金は別表参照

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定保育・保育及び時間外保育の提供
上記 7 に記載する時間において保育を提供します。
- (2) 遊道体操
- (3) 社会見学
- (4) 食育活動
- (5) 人形劇鑑賞

<給食について>

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	延長のおやつ
0 歳児	9 時 0 0 頃	1 1 時頃	1 5 時頃	18 時
1 歳児	9 時 3 0 分頃	1 1 時頃	1 5 時頃	
2 歳児		1 1 時頃	1 5 時頃	
3 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
4 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	
5 歳児		1 1 時 3 0 分頃	1 5 時頃	

※宜野湾市の栄養士の献立表をもとに、自園調理を行い無農薬野菜や有機野菜などの食材を使用しております。

※献立表は毎月別途お知らせします。

※アレルギー対応は除去食で対応しておりますのでご相談下さい。

10 利用料金

- (1) 特定保育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対して、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育標準時間認定の延長保育契約児の延長保育料は月額 2500 円とする。延長保育契約児以外の延長保育料は 18 時から 19 時は 1 時間 300 円を保護者は超過保育料として園に納めるものとする。
- (3) 保育短時間認定の延長保育料は、7 時から 9 時・16 時から 18 時は 1 時間 250 円×利用時間、月契約 1600 円、18 時から 19 時は 1 時間 300 円、月契約 2500 円を保護者は超過保育料として園に納めるものとする。
- (4) 3～5 歳児クラスの 4・2 階層以上の児童（第 3 子以降を除く）の食事の提供に要する費用として、6,500 円（主食費 500 円、副食費 6,000 円）を納めるものとする。
- (5) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等、(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
○経費一覧は別表 1 参照

別表 1（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項 目	内容・負担を求める 理由・目的	金 額
行事費	遠足等に係る交通費や施設使用料	随時、実費を徴収
体育着・帽子	必要な園児が購入	実費
アルバム代	卒園アルバム作成に係る費用	実費（5歳児のみ）
教材費	お便り帳、絵本、粘土、自由画帳の購入費用（製作活動に使用する為）	実費
採尿パック他	園児の健康診断で2回目以降に係る採尿パック代他	実費

11 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者に連絡を行います。又、ケガなどの場合には保護者に連絡後し、園の嘱託医と連絡をとり最寄りの病院へ保育士が付き添い受診します。

＜本園嘱託医＞

のだけこどもクリニック	大見 剛
宜野湾市野嵩	☎892-1515
なかむら歯科	仲村 将満
宜野湾市上原	☎892-0990

（健康診断について）

内科検診	全園児	年2回	6月・11月
歯科検診	全園児	年2回	6月・11月
尿検査	全園児	年2回	5月・11月
身体測定（身長・体重）	全園児	毎月1回	

* 0、1歳児は、登園時と午睡後の2回行い検温を行い体温の把握を行う

<病気の対応について>

- * 発熱の場合、家庭への連絡は体温が 38℃以上ある場合ご連絡しますが、感染症拡大防止の為、風邪症状が伴っている場合は、その限りではありません。
- また、熱性けいれんのある園児に関しては 37.5℃でご連絡します。
- * その他、園児の体調により保護者へお迎えをお願いする場合があります。
- * 感染症の疑いのある場合もご連絡をしますでお迎えをお願いします。
- * 感染症が発生した場合は園内に掲示してお知らせします。
- * 園内にてインフルエンザ、RS ウィルスなど発生した場合は感染拡大防止の為、登園時に検温し、37.5℃以上の場合は病院を受診してください。
- * 同居家族がインフルエンザ・コロナウイルス発症の場合は担任へお知らせしてください。
- * インフルエンザ・RS ウィルス・コロナウイルスなどは家庭にて経過報告書を記入し登園日に提出して下さい。
- * その他、医師による登園許可証が必要な感染症にかかった場合は提出して下さい。

<医師が記入した登園許可書が必要な感染症>

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
風しん(3 日はしか)	発しん出現前 7 日～後 7 日間位	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前からかさぶたが出来るまで	すべての発しんが、かさぶたになってから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺が腫れて 4 日	耳下腺の腫れがなくなってから
結核		感染のおそれがなくなってから
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること（抗菌薬を決められた期間服用する。7 日間服用後医師の指示に従う）
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26、O111 等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの

<非常災害時の対策>

非常災害時に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回避難及び消火、不審者対策などの訓練を実施しています。

防火管理者	酒井 克士
消防計画届出年月日	宜野湾消防署 令和元年8月
避難訓練	火災 地震 不審者対応等 毎月1回
避難先	宜野湾市社会福祉センター
防災設備	消火器 誘導灯 火災報知器 火災扉 折りたたみはしご 救助袋

<賠償責任保険の加入状況>

以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険 傷害補償保険
保険の内容	園賠償責任保険 園児団体傷害保険 O-157 等補償
保険金額	168,000 円

<虐待防止のための措置>

当園は人権の擁護及び虐待の防止の為、体制を整備し職員に対する研修の実施しその他の必要な措置を講じる

12 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

相談・苦情受付担当者	氏名 主任 又吉 久乃 ☎ 893-5381	
相談・苦情解決責任者	氏名 園長 谷畑 友紀 ☎ 同上	
第三者委員	仲里 幸雄	☎ 同上
	高嶺 克子	☎ 同上

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

1階玄関くつばこの上にご意見箱を設置しています。

保育園からのお願い

- ① 保育園の開園時間は午前 7 時です。7 時までは門の外でお待ち下さい。
- ② 毎日 9 時までに登園し、ルクミーアプリ・タブレットなどで登園打刻をお願いいたします。尚 遠足や行事の全体練習の時などは早めの登園をお願いすることがあります。
- ③ お休みの場合は 8 : 3 0 までにご連絡下さい。又、病院など受診後に登園の場合は給食の準備がありますのでその旨を連絡お願いいたします。
- ④ 平日 18 時から延長になります。18 時までにお迎えのできない時はご連絡をして下さい。
- ⑤ 子ども達の安全の為、登園・降園時は門をしっかり閉めて、扉の上のカギも忘れずにかけて下さい。
- ⑥ 登園・降園の時は安全の為、お子様の手をしっかりつないで下さい。
(飛び出し注意)
- ⑦ 安全確保の為、保育園の前は一方通行です。徐行して安全運転をお願いいたします。
- ⑧ 絵本代や延長料金など持たせる時はお便り帳にてお知らせ下さい。
- ⑨ クリスマスやバレンタイン、旅行などのお土産の子ども達へのお菓子の差し入れはアレルギーの為食べられないお子様がおりますのでご遠慮させていただきますのでご理解下さい。
- ⑩ お弁当の時のピックの使用は子ども達の安全の為、使用を禁止しますのでご理解ください。